

「平成17年度包括外部監査結果報告書」の概要

1 包括外部監査人等

- ① 包括外部監査人氏名 やまもとしゅういち
山元修一
- ② 包括外部監査人資格 公認会計士
- ③ 補助者 監査委員と協議のうえ8名の補助者（事務補助者除く）を選定し、計9名で監査を実施した。

2 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

3 監査のテーマ及び選定理由

(1) 「旅費の監査」

〈選定理由〉

熊本県の財政は厳しい状況にあり、支出の見直しが進められている。旅費は一般的に職員のコスト意識の現れやすい費目であり、又平成16年12月に旅費制度の改正も行われたため、旅費に関する事務の執行の合規性および経済性、効率性、有効性について監査を行うことが有用であると判断した。

(2) 「熊本県立大学に対する監査」

〈選定理由〉

熊本県立大学の公立大学法人化を前提として「財務に関する事務の執行」が法令等に準拠しているか、「事業の管理」が効率的に運営されているかについて監査する必要性を認めた。

(3) 「使用料及び手数料の徴収事務に対する監査」

〈選定理由〉

使用料・手数料は、県営住宅使用料等の施設使用料及び自動車運転免許交付手数料等の事務手数料からなるが、その費目は多岐にわたっており、その予算額も総額130億円を超えている。

使用料・手数料の算定及び徴収が関係法令等に基づいて行われているか、効率的に事務が行われているか、また、利用者間で公平性が確保されているか等について監査を行うことが有用であると認めテーマとして選定した。

4 監査結果及び監査意見の概要

(1) 「旅費の監査」

〈主な監査結果〉

① 3名以上の出張の取扱いについて

職員の出張の適正化（昭和 50 年総務部長通達）によれば「同一用務による出張の人員は特別の事情のある場合を除き、2人までとすること。」と定められている。

しかし、3名以上の出張について、命令伺書及び旅行命令簿に特別の事情の記載のあるものは、照合した範囲では見当たらなかった。

特別の事情の内容及び検討結果を書類に残すよう指導すべきである。

② 旅行完了報告書、復命書の提出について

宿泊を伴う旅行の場合の旅行完了報告書の提出及び文書による復命は平成 9 年 4 月「職員の出張の適正化について」により義務化されているが、監査対象サンプルのうち提出されていないケースが数件見受けられる。

宿泊旅行に限り、復命書等の提出後に旅費を支給することとすれば、復命書等の提出もれを防ぐことができる。

③ 旅費制度の手続きに関する理解について

ある部署では旅行命令簿立案日はすべて出張開始日と同一となっている。

又、旅行命令簿の立案日以前に支出命令書が作成されているケースや旅行代理店の領収書日付が旅行命令簿の日付以前であるケースもある。

旅行制度の手続きに関して、何故手続きが定められているかその趣旨を理解することが必要であり、そのための研修もすべきである。

〈主な監査意見〉

① 高額な海外出張旅費等の場合の旅費請求手続について

現在高額な海外出張旅費については旅行会社 3 社による見積りで選定しているが旅費についても高額な支出は工事契約等の契約方法と同じく入札制度により広く業者を募集することにより競争による旅費の引下げを行うことが必要である。

② 航空機利用時の運賃の選択について

東京や大阪等へのパック旅行の利用や割引航空券の利用及び割安な航空会社の利用等を推進すべきである。

(2) 「熊本県立大学に対する監査」

〈主な監査結果〉

① 時間外手当の支給について

時間外手当の支給については、月 20 時間を超えた職員については 20 時間分の時間外手当を翌月支給し、繰越した時間外手当は 3 月及び 4 月の給与支給時に支給されており、3 月分及び 4 月分の時間外手当が極端に多額なものとなっており適切ではない。

② 図書の管理状況について

図書館のデータによれば、平成14年から平成16年にかけて貸出より返却が毎年超過した状況となっている。貸出時に貸出処理されていなかった可能性もあるので貸出図書の管理運営について再検討が必要と思われる。

又、研究室の所蔵図書（約7万冊）について、所在不明の図書が平成17年12月13日現在で2,139冊あることが判明した。研究室の所蔵図書につき適切な管理が必要と思われる。

〈主な監査意見〉

① 工事関係費の月別支出額について

平成16年度の工事関係費18,355千円のうち17年3月に8,912千円と集中している。何故、年度末に集中したか、また、本当に必要なのか検討が必要である。

〈参考意見〉

① 公立大学法人化後の運営費交付金に関する参考意見

平成18年度に県立大学は公立大学法人化されるが、運営費交付金の算定方法として予算額積上げ方式を予定している。過去の収入と支出を基にして差額を運営費交付金とする方式であり、公立大学法人化以前と何ら変わることはない。

県の負担額が軽減されるべく運営費交付金の算定方法を見直すよう要望する。

(3) 「使用料及び手数料の徴収事務に対する監査」

〈主な監査意見〉

① 県営住宅使用料

(1) 収入超過者（高額所得者を含む）及び収入超過者等を含む可能性のある無申告者に対して適切な対応が望まれる。低所得者で入居を希望する人がなかなか入居できない状況を解消するためにも必要である。

(2) 収入未済額の増加傾向に対して、滞留が生じないように努める必要がある。